

## 弓浜地区まちづくり基本構想策定支援業務プロポーザル実施要領

### 1 概要

#### (1) 目的

この要領は、弓浜地区まちづくり基本構想策定支援業務を行う事業者の選定を公募型プロポーザル方式により実施するに当たり、必要な事項を定めるものである。

#### (2) 業務概要

##### ア 業務名

弓浜地区まちづくり基本構想策定支援業務（以下、「本業務」という。）

##### イ 業務期間

契約締結の日から令和9年3月12日まで

##### ウ 業務内容

別添「弓浜地区まちづくり基本構想策定支援業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

##### エ 提案上限額

15,756,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### (3) 参加資格

本業務に係るプロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

また、複数の事業者がグループを構成して参加しようとする場合は、業務の責任者が所属する事業者を代表事業者とし、参加する事業者すべてが次に掲げる要件すべてを満たされなければならない。

なお、既に提案参加している者、又は提案参加者の構成員となっている者が他の提案参加者の構成員になることはできない。

ア 令和8年度米子市建設工事（測量等業務）入札参加資格者名簿に建設コンサルタントの業種で登録されていること。

イ 鳥取県内に契約を締結する権限を有する事務所等（本店、支店又は営業所）を有していること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

エ 米子市が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

オ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）でないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

### 2 手続き

#### (1) 担当部署

〒683-8686

鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

米子市総合政策部まちづくり企画課

電話：0859-23-5373 E-mail：machizukuri@city.yonago.lg.jp

## (2) 参加申込書類の提出

本プロポーザルに対して参加意思がある場合は、次の参加申込書類を提出すること。

### ア 参加申込書類

- ・プロポーザル参加申込書（様式1） 正本1部
- ・会社概要（様式2） 正本1部

### イ 提出期限

令和8年6月16日（火）17時まで（必着）

### ウ 提出方法

（1）の担当部署へ持参又は郵送若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下、「信書便事業者」という。）による同条第2項に規定する信書便（以下、「信書便」という。）により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによること。

## (3) 質問書の提出

質問は、質問の趣旨及び内容を簡潔に記載の上、電子メール又は持参により提出すること。

### ア 提出書類

- ・質問書（様式3）

### イ 提出期限

（ア）参加申込に関するもの … 令和8年6月11日（木）正午まで（必着）

（イ）提案書類作成等に関するもの … 令和8年6月23日（火）正午まで（必着）

### ウ 回答

回答は、以下の期日までに米子市ホームページ上に順次掲載する。なお、質問がなかった場合には、掲載しない。

（ア）参加申込に関するもの … 令和8年6月15日（月）15時まで

（イ）提案書類作成等に関するもの … 随時（提案書類提出期限まで）

## (4) 提案書類の提出

（2）の参加申込書を提出した者は、次のとおり提案書類を提出すること。

### ア 提案書類

- ・提案書（様式4-1）（正本1部、副本3部）
- ・業務実施体制（様式4-2）（正本1部、副本3部）
- ・同種業務実績報告書（様式4-3）（正本1部、副本3部） ※該当のない場合提出不要
- ・業務実施スケジュール（様式は任意）（正本1部、副本3部）
- ・見積書及び見積金額内訳書（様式は任意、消費税込みの金額）（正本1部、副本3部）
- ・役員等調書兼照会承諾書（正本1部）
- ・市税等納付確認同意書（正本1部）

※提出物については、電子メール又はCD若しくはDVD（1枚）に記録された電子データを併せて提出すること。いずれもPDF形式に変換して提出すること。

### イ 提出期限

令和8年6月29日（月）正午まで（必着）

## ウ 提出方法

上記アに掲げる提案書類については、(1)の担当部署への持参又は郵送若しくは信書便事業者による信書便により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者に提供する信書便の役務のうち書留郵便に準じるものによること。

## エ 提案書類の作成要領

提案書類のうち「提案書」及び「見積書及び見積金額内訳書」は次に示すとおり作成すること。

### (ア)提案書(様式5-1)の提案内容

#### ・様式

A4判縦またはA3判とし、審査項目ごとの評価の行いやすさを考慮した上で記述・作成すること。作成枚数に定めはないが、プレゼンテーションでの説明時間や第1次審査の円滑な実施に関する観点を踏まえて設定すること。

#### ・書式設定

11ポイント以上(図表中の文字については除く)とし、視認性に留意した上で正本1部、副本3部をファイリングして提出すること。

### (イ)見積書及び見積金額内訳書

・見積内容は仕様書と整合を図ること。

## 3 審査

### (1) 審査会の設置

提案書類の審査を行うため、米子市公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会(弓浜地区まちづくり基本構想策定業務)(以下、「審査会」という。)を設置する。

### (2) 審査方法

#### ア 第1次審査

(ア)提案書類の提出が4者を超えた場合には、提出された提案書類について審査会で評価し、第2次審査を実施する4者を選出する。提案書類の提出が4者を超えない場合は、第1次審査を実施せず、参加資格を有する者全てに対し第2次審査を実施する。なお、参加申込者すべてに対し、令和8年6月17日(水)17時までに参加申込者数を通知するとともに、参加申込者数が4者を超える場合には、令和8年6月30日(火)正午までに提案書類提出者数を通知する。

(イ)第1次審査を実施する場合、その結果について、令和8年7月2日(木)17時までに全ての提案書類提出者へ通知する。第1次審査の合格者については、第2次審査に係る実施日等の詳細を併せて通知する。

#### イ 第2次審査

(ア)審査会で提案書類に基づくプレゼンテーションを実施し、評価を行う。実施日は、令和8年7月6日(月)の午後を予定しており、1者当たり、参加者は5名まで、説明時間は20分以内(質疑応答の時間は含まない)とする。

(イ)評価の高い順に順位付けをし、最高点を得たものを最優秀提案者として選定する。

(ウ)第2次審査の結果については、令和8年7月8日(水)頃に対象者へ通知を発送する。

#### ウ 参加申込者が1者のみであった場合の審査及び選定方法

参加申込者が1者のみであってもプロポーザルが成立し、審査及び選定を行うものとする。この場合、評価点数が100点満点で60点以上(全体の6割以上)であると判断された場合に限り、

当該提案をした者を最優秀提案者として選定する。評価点数が60点未満の場合には、本業務の目的を十分に達成できないと判断し、契約の締結は行わないものとする。

エ 審査項目、評価基準及び配点

下表のとおりとする。

| 審査項目      |             | 評価基準   | 配点              |    |        |
|-----------|-------------|--|-----------------|----|--------|
|           |             |  | 評価区分            | 1次 | 2次     |
| 理解度       |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務目的や業務内容を的確に把握・理解し、市の方針に沿う提案内容となっているか。</li> <li>・活用する防衛省の補助事業について、趣旨や制度を十分に把握しているか。</li> </ul>  | 非常に優れている        | 10 | 10     |
|           |             |  | 優れている           | 8  | 8      |
|           |             |  | 普通              | 6  | 6      |
|           |             |  | やや劣る            | 4  | 4      |
|           |             |  | 非常に劣る<br>又は審査不能 | 2  | 2      |
| 実施体制      |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の性質や業務量を適切に把握し、市との調整や住民との意見交換会を行いながら着実に進捗を図ることのできる業務実施体制となっているか。</li> </ul>  | 非常に優れている        | 15 | 15     |
|           |             |  | 優れている           | 12 | 12     |
|           |             |  | 普通              | 9  | 9      |
|           |             |  | やや劣る            | 6  | 6      |
|           |             |  | 非常に劣る<br>又は審査不能 | 3  | 3      |
| 提案力       |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種整理について、地区ごとの特性等を理解しその後の円滑な事業実施に繋がるよう適切に実施されることが期待できる提案となっているか。</li> <li>・住民とのワークショップの開催手法について、課題の整理や施設整備等の方針検討に向けて効果的な開催となることが期待できる提案となっているか。</li> </ul> | 非常に優れている        | 20 | 20     |
|           |             |  | 優れている           | 16 | 16     |
|           |             |  | 普通              | 12 | 12     |
|           |             |  | やや劣る            | 8  | 8      |
|           |             |  | 非常に劣る<br>又は審査不能 | 4  | 4      |
| 計画力       |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民や関係者にとって視覚的に分かりやすく、容易にイメージの共有を図ることができる形で基本構想のとりまとめがされることに期待できる提案となっているか。</li> <li>・段階ごとの進捗を適切に図ることのできる業務スケジュールの提案となっているか。</li> </ul>                     | 非常に優れている        | 15 | 15     |
|           |             |  | 優れている           | 12 | 12     |
|           |             |  | 普通              | 9  | 9      |
|           |             |  | やや劣る            | 6  | 6      |
|           |             |  | 非常に劣る<br>又は審査不能 | 3  | 3      |
| 履行能力      |             | 同種業務の実績件数や内容等から円滑な履行に期待できるか。   | 非常に優れている        | 10 | 10     |
|           |             |  | 優れている           | 8  | 8      |
|           |             |  | 普通              | 6  | 6      |
|           |             |  | やや劣る            | 4  | 4      |
|           |             |  | 非常に劣る<br>又は審査不能 | 2  | 2      |
| プレゼンテーション | 取組姿勢        | 業務を実施する上での課題や問題点を把握し、市と協力関係を築きながら積極的に取り組む姿勢があるか。   | 非常に優れている        | /  | 10     |
|           |             |  | 優れている           |    | 8      |
|           |             |  | 普通              |    | 6      |
|           |             |  | やや劣る            |    | 4      |
|           |             |  | 非常に劣る<br>又は審査不能 |    | 2      |
|           | コミュニケーション能力 | 質疑応答への対応の的確性、意見交換によるコミュニケーション能力を評価する。  | 非常に優れている        |    | 10     |
|           |             |  | 優れている           |    | 8      |
|           |             |  | 普通              |    | 6      |
|           |             |  | やや劣る            |    | 4      |
|           |             |  | 非常に劣る<br>又は審査不能 |    | 2      |
| 価格点       |             | 配点×評価係数<br>※評価係数=全応募者のうち最も安価な提案額÷当該提案額<br>※小数点以下第2位を四捨五入<br>最も安価な見積額を提示した提案者を満点とし、他の提案者を相対的に評点する。  | -               | 10 | 10     |
| 合計        |             |  | 80点満点           |    | 100点満点 |

#### 4 契約の締結

第2次審査により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、改めて見積書を徴取し、契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含み、協議の結果、仕様書を修正する場合がある。

協議が不調のときは、第2次審査で順位付けられた上位の者から契約締結の協議を行う。

#### 5 日程

|                     |                             |
|---------------------|-----------------------------|
| (1) 公募開始            | 令和8年6月8日(月) 米子市公式HP等        |
| (2) 参加申込に関する質問書提出期限 | 令和8年6月11日(木) 正午まで           |
| (3) (2)に対する回答       | 令和8年6月15日(月) 15時まで          |
| (4) 参加申込書の提出期限      | 令和8年6月16日(火) 17時まで          |
| (5) 提案書類に関する質問書提出期限 | 令和8年6月23日(木) 正午まで           |
| (6) 提案書類の提出期限       | 令和8年6月29日(月) 正午まで           |
| (7) 第1次審査結果通知       | 令和8年7月2日(木) 17時まで ※実施しない場合有 |
| (8) 第2次審査実施         | 令和8年7月6日(月) 午後(予定)          |
| (9) 第2次審査結果通知       | 令和8年7月8日(水) 予定              |

#### 6 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る書類の作成及び提出等に要する費用は事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、本プロポーザルの目的以外の目的に提出者に無断で使用しない。
- (3) 本プロポーザルの書類の作成のために米子市から受領した資料等は、米子市の了承なく公表し、又は使用してはならない。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 提出された書類は、本業務の受注者を選定するための資料であり、本プロポーザルへの参加に当たり作成された書類に関する著作権等の主張は認めない。
- (6) 本プロポーザルにより選定された場合、契約後に米子市に対し、無断で仕様の縮小や削除が発覚した場合、契約の解除及び損害賠償請求等の措置を講じることがあるので特に留意すること。